

サブプロセッサ（個人データの再委託先）一覧

本一覧は、株式会社 ecbeing（以下「乙」という。）の ecbeing（BtoC）越境 EC 対応オプションに関するものである。海外の消費者の個人データを、乙がお客様（以下「甲」という。）から委託を受けて処理する場合の再委託先を対象とし、国内向け EC 本体における取扱いは対象としない。

乙は、甲から委託を受けて個人データを処理するにあたり、その処理の一部を再委託する委託先（以下「サブプロセッサ」という。）を、本一覧により開示する。本一覧は、乙の「個人データ処理約款（DPA）」に基づくものであり、乙のウェブサイトに掲載し、随時更新する。本一覧に掲載する対象は、個人データを処理する再委託先に限る。

サブプロセッサー一覧

委託先	提供サービス	処理する個人データ	所在地	移転手段
Microsoft（Microsoft Azure）	クラウドホスティング	会員・注文情報等、EC サイトで取り扱う個人データ	日本	該当なし（日本国内で処理）
Amazon Web Services（Amazon CloudFront 等）	コンテンツ配信（CDN）	通信データ・IP アドレス等	米国（グローバル）	標準契約条項（SCC）
e-365 株式会社（API Mail）	メール送信	会員宛メールの宛先・氏名等	日本	該当なし（日本国内で処理）

乙は個人データを原則として日本国内で処理する。国外で処理される場合は、標準契約条項（SCC）等の適法な手段により取り扱う。詳細は「個人データ処理約款（DPA）」による。

本一覧に掲載しないもの

- 個人データを処理しない委託先（商品名・表示文言等の翻訳、用語データの保管など）は掲載しない。
- 甲が自ら契約する事業者（決済・販売事業者（MoR）・アクセス解析・倉庫管理システム等）は、乙のサブプロセッサではないため掲載しない。

サブプロセッサの追加・変更の通知、異議、解約

- 乙は、サブプロセッサを追加または変更する場合、原則としてその効力発生日の 30 日前までに、登録された連絡先への配信により甲に通知し、あわせて本一覧を更新する。ただし、セキュリティ上の緊急の必要その他やむを得ない事由がある場合は、事後遅滞なく通知することで足りる。
- 甲は、前項の通知の後、合理的なデータ保護上の理由により、当該追加または変更へ異議を申し立てることができる。
- 乙が当該異議に対応できない場合、甲は、通知の後 30 日以内に、影響を受けるサービスの利用を主契約に従って終了することができる。

変更通知の受け取り登録

サブプロセッサの追加・変更に関する通知は、甲の契約上の連絡先（登録された連絡先）に対して行う。甲は、乙所定の方法により、通知先の追加または変更を登録することができる。

本一覧の改定

乙は、本一覧を乙のウェブサイトに掲載し、必要に応じて随時改定する。サブプロセッサの追加または変更については、前記「サブプロセッサの追加・変更の通知、異議、解約」に定める手続によるものとし、その他の形式的な改定は掲載日から適用する。最新の内容は本ページに掲載する。

改定履歴

改定日	改定内容
2026 年 8 月 3 日	初版公開（制定）

「ecbeing」は株式会社 ecbeing の商標または登録商標である。その他、本ページに掲載されている商品名・会社名等は各社の商号、商標または登録商標である。本文中では TM・R マークを表示していない。